

産業廃棄物処理業者に係る 遵守事項等について

令和4年度 産業廃棄物処理業者セミナー



本日の内容

- 1 立入検査について
- 2 行政処分について
- 3 その他

1 立入検査について

立入検査の種類

区分(目的)	参考
<u>廃棄物処理の状況確認の 為の検査(無通告)</u>	法第19条
許可更新に伴う立入検査	法第19条
廃棄物処理施設使用前検査	法第15条の2第5項
廃棄物処理施設定期検査	法第15条の2の2第1項

1 立入検査について

廃棄物処理法第19条第1項(略)

廃棄物（産廃・一廃）若しくはこれらである疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両その他の場所、廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の、保管・収集・運搬・処分に関し帳簿書類その他の物件を検査させ、廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

【罰則】 廃棄物処理法第30条第8号

第19条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 ⇒ 30万円以下の罰金

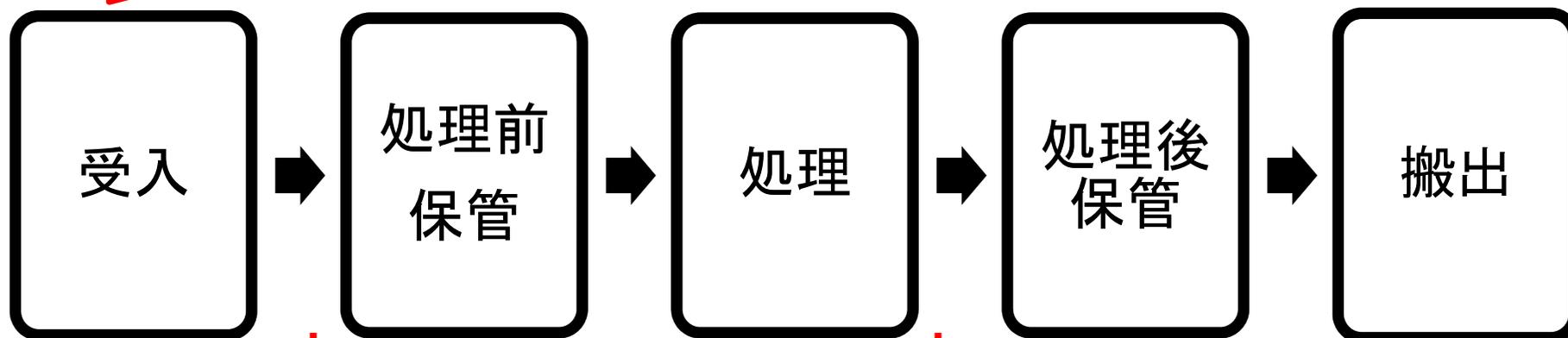
立入検査で確認するポイント

- 廃棄物の保管状況
- 処理の状況（施設の稼働状況）
- 関係帳簿の保管状況

1 立入検査について

受入れから搬出まで

受入品目は適正？



産業廃棄物処理基準

- ・排水処理の状況
- ・処理前・後物の保管状況
- ・臭気の発生状況

1 立入検査について

関係帳簿・書類①

廃棄物処理法第14条第17項で産業廃棄物処分業者は帳簿を事業場毎に備え付ける事が義務付けられています。(保存期間は5年)

備え付ける帳簿に記載すべき内容

- 受入又は処分年月日
- マニフェストごと(名称、日付、交付番号)のリスト
- 受入先ごとの受入量
- 処分方法ごとの処分量
- 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

1 立入検査について

関係帳簿・書類②

廃棄物処理法第12条の3第10項で廃棄物処分受託者はマニフェストを処理後5年間保存する事が義務付けられています。

その他、廃棄物処分受託者が排出者として発行する二次マニフェストの保管状況も確認します。

1 立入検査について

関係帳簿・書類③

廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設は廃棄物処理法第15条の2の3の規定により維持管理に関する定期点検を行いその記録を3年間保管することが義務付けられています。

その他、千葉県では廃棄物処理施設の適正な運転・維持管理を行って頂く為に全ての廃棄物処理施設について、必要な事項を記録した帳簿等の作成を求めています。（指導要綱）

関係帳簿・書類③-2

施設の維持管理として記録・保管すべき事項

- 施設の点検・検査その他維持管理記録
- 廃棄物処理施設ごとに処理した廃棄物の種類と処理量の記録
- 受入れた廃棄物又は処理後物の性状管理の為の分析結果
- 排水のある事業場にあつては排水の水質分析結果
- 保管期限は5年

1 立入検査について

立入検査で確認される不適正事項

立入検査で確認される不適正事項であって、
注意が必要なもの。

○廃棄物の不適正保管（過剰保管、場外保管）

○許可品目と異なる品目の処理

○帳簿の備え付け不備

行政処分について

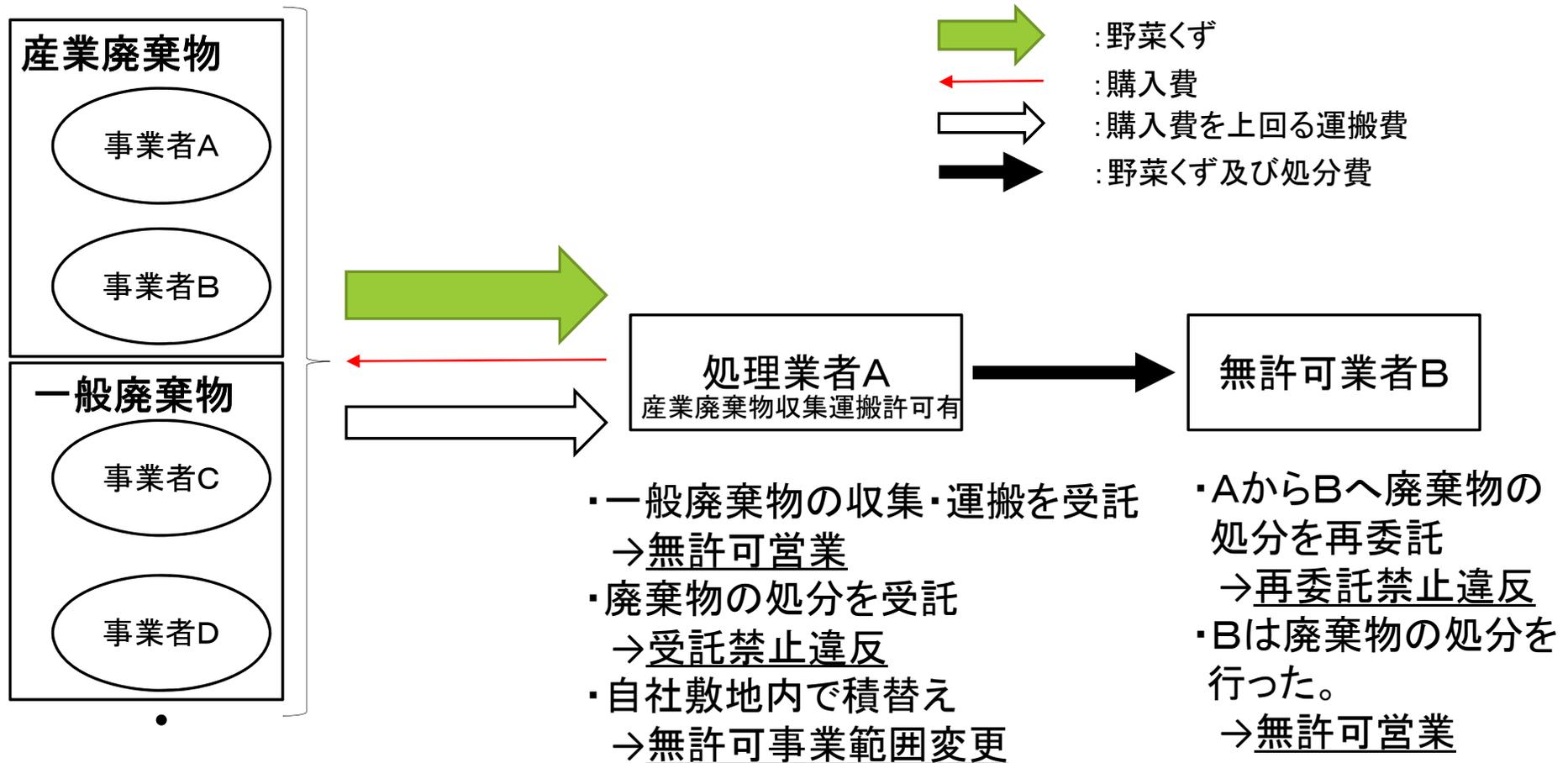
立入検査等において違反が確認された場合、改善指導を行います。

改善指導に応じない、繰り返し違反が行われる場合等にあっては、法令に基づく行政処分を行います。

行政処分には「改善命令」、「措置命令」、「事業の停止」の他、悪質な事案に対しては「許可の取消し」があります。

2 行政処分について

事例 (無許可営業・受託禁止違反・無許可事業範囲変更・再委託禁止違反)



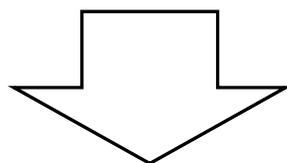
3 その他

カッター汚泥の適正な処理について

カッター汚泥とは

→舗装版切断工事において発生する排水。

汚泥と廃アルカリの混合物。



複数の事業者により、不法投棄されていたことが判明。行為者、排出事業者に厳正に指導するとともに、業界団体に適正処理の周知を行った。

3 その他

舗装の切断作業時に発生する廃水の適正処理について

令和2年度に行われた舗装版切断工事において発生する廃水（以下「カッター汚泥」という。）が不法投棄され、調査を行ったところ、複数の事業者によりカッター汚泥が不法投棄されたことが判明しました。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（以下「法」という。）で禁止されており、違反した場合には重い罰則が定められている重大な違反行為です。

カッター汚泥は法に定める産業廃棄物ですので、適正に処理するようお願いします。

■ カッター汚泥の処理方法

カッター汚泥の処理方法は、以下のとおりです。

- (1)千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業を行い、カッター汚泥が発生した場合は、産業廃棄物の「汚泥」と「廃アルカリ(pH12.5以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ)」の混合物として適正に処理すること。
- (2)千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業を行い、廃水が生じない工法（空冷式等）で粉塵が発生した場合は、産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理すること。

なお、(1)及び(2)の汚泥は建設汚泥に該当しないことに留意し、委託基準等を遵守のうえ適正に処理してください。

※上記の取扱いについては、千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）で発生したカッター汚泥の取扱いとなります。

各自治体により、取扱いが異なる場合がありますので、千葉県外（千葉市、船橋市、柏市を含む。）における取扱いについては、各自治体に御確認ください。

引用：<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haisyutsu/cutter.html>

3 その他

廃第1884号—7
令和4年3月17日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様
千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公印省略)

舗装の切断作業時に発生する廃水の適正処理について（通知）

産業廃棄物の適正処理につきましては、日頃から御協力いただき御礼申し上げます。
この度、令和2年度に行われた舗装版切断工事において発生する廃水（以下「カッター汚泥」という。）が不法投棄される事案が判明しました。

また、本件事案に係る調査を行ったところ、他の舗装版切断工事に関わる複数の事業者がカッター汚泥の不法投棄を行ったことが判明しました。

当該行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の根幹を揺るがすものであり、重い罰則が定められている重大な違反行為です。

つきましては、排出事業者からカッター汚泥の処理を委託された場合、下記の方法によるカッター汚泥の適正処理を厳守するよう、貴団体会員への周知をお願いいたします。

なお、今後同様の行為が発生した場合は、法及び千葉県の『『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づく処分基準』に基づいて厳正に対処していくことを申し添えます。

記

①千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業が行われ、カッター汚泥が発生し、その処理を委託された場合は、産業廃棄物の「汚泥」と「廃アルカリ（pH12.5以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ）」の混合物として適正に処理すること。

②千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）において舗装版切断作業が行われ、廃水が生じない工法（空冷式等）で収集した粉塵の処理を委託された場合は、産業廃棄物の「汚泥」として適正に処理すること。

なお、①及び②の汚泥は建設汚泥に該当しないことに留意し、産業廃棄物の処理を委託された場合は、委託基準等を遵守し適正に処理してください。

※上記の取扱いについては、千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）で発生したカッター汚泥の取扱いとなります。

各自治体により、取扱いが異なる場合がありますので、千葉県外（千葉市、船橋市、柏市を含む。）における取扱いについては、各自治体に御確認ください。

千葉県環境生活部廃棄物指導課 監視指導室 TEL 043-223-2695 FAX 043-221-5789

連絡先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

＜業の許可に関する事＞

産業廃棄物指導室

電話：043－223－2655

＜立入検査・施設の維持管理に関する事＞

監視指導室

電話043－223－2695



その他（飲酒運転根絶）

千葉県
飲酒運転の**根絶**を
実現するための条例
令和4年1月1日施行



飲酒運転を
発見したときには、
通報を!

事業者は、
車両運行時の
アルコールチェックの
徹底を!

運転の予定が
あるときは、飲酒
しないこと!

**飲酒運転は大切な人の未来を奪う
重大な犯罪です**

千葉県・千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

【千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例】の概要

目的

飲酒運転の根絶に関し、県の責務と県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

条例のポイント

●**県民の役割**



- 県民の遵守事項
 - ・飲酒運転をしないこと。
 - ・自動車等を運転する必要がある場合又はその必要が生じると見込まれる場合であって、飲酒することにより酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、飲酒しないこと。
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めることに努める。
- 家庭・職場・地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。
- 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。
- 飲酒運転をしている人やその疑いのある人を発見した場合は、警察官への通報に努める。

●**事業者の役割等**

- すべての事業者について、車両運行時における運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導等に努める。
- 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

<p>●飲食店営業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。 ●利用客の飲酒運転を防止するため、交通手段の確認等の措置に努める。 ●利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。 ●利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。 	<p>●酒類小売業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。 ●酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。 ●酒類購入者の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。
<p>●駐車場所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転の根絶に関する啓発文書等の掲示に努める。 	<p>●タクシー事業者・運転代行業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業を利用することが飲酒運転の防止に資することの広報に努める。 ●利用客が飲酒運転をするおそれがあるときは防止に努める。 ●利用客の飲酒運転を発見した場合等に警察官に通報するよう努める。

●**イベント等主催者**

- 飲酒運転の根絶に関する啓発等に努める。

飲酒運転をしない・させない・許さない!

お問い合わせ 千葉県環境生活部くらし安全推進課交通安全対策室 ☎043-223-4134

